

第7回 保育士養成課程等検討会 議事次第

平成29年6月22日（木）
13：00～15：00
場所：TKP新橋カンファレンスセンター ホール4B

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しについて
(関係団体からのヒアリング)
- (2) その他

3. 閉 会

< 配付資料 >

- 資料 1 - 1 一般社団法人全国保育士養成協議会 提出資料
- 資料 1 - 2 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育士会 提出資料
- 資料 1 - 3 日本子ども・子育て支援センター連絡協議会 提出資料
- 資料 2 第6回保育士養成課程等検討会における主な意見

- 参考資料 1 保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しに係る
検討スケジュールについて（案）

- 参考資料 2 幼稚園教諭の養成課程見直しの動き
（再課程認定スケジュール（平成29年5月現在））

第7回保育士養成課程等検討会
平成29年6月22日

第7回 保育士養成課程等検討会	資料1—2
平成29年6月22日	

ヒアリング説明資料

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育士会

1. 保育所保育指針改定を踏まえた保育士養成課程の検討内容に対する意見

「乳児保育」に関する内容の充実、科目の検討について

- 改定保育所保育指針（以下、改定指針）において乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実が図られたことを踏まえつつ、発達の連続性を考慮して、対象を乳児に限定するのではなく、3歳未満児を視野に入れた構成が必要と考えます。
- その際、現場での具体的な場面の提示や、理論と演習を組み合わせるなど、保育の現場のイメージをもちやすくすることを目的とした内容の充実を図るとともに、乳児期から「教育」があることを明確にする必要があると考えます。
- 「乳児保育」の内容の充実は、学習内容が多岐にわたることから、単位数については、例えば、保育内容演習の部分を減ずるなどで、改定指針に沿った配分となるよう、ご検討ください。

「保育における養護」に関する内容の充実、科目の検討について

- 改定指針総則に位置づけられた重要性や平成28年6月の改正児童福祉法の基本理念を踏まえ、保育士には、権利の主体としての子どもの育ちを支える責務があることや、養護と教育が一体となって展開される保育の具体的な学び、また、「保育原理」との内容精査についてご検討ください。

保育内容に関する科目の内容の充実、「保育の計画と評価」に関する科目の充実について

- 改定指針では、他の要領との整合性の点から「全体的な計画」と記されたものと理解していますが、その意味合いが適切に理解されるよう、また、「教育と保育の一体性」という表現との混同が起きないように配慮をいただきたい。

関係科目（「家庭支援論」「保育相談支援」「相談援助」）の整理・充実、「子育て支援」に関する科目の検討

- 内容の一層の充実が必要と考えます。その際、共通的な基盤として相談援助のマインドやスキルを身につけるために、子どもに対する支援、保護者に対する支援、地域の子育て支援と分けて、内容を検討することも考えられます。
- 事例検討や実習の機会を通して、家庭支援、地域子育て支援についても学ぶ必要があると考えます。例えば、「保育相談支援（演習）」を充実させることも考えられます。

「保育者論」等の内容の充実

- 専門職としての自覚を促すとともに、保育者として知っておくべき法令の内容を充実させ、具体的な行動をイメージできる内容の充実が必要と考えます。

科目の分類や教授内容の示し方等の検討

- 科目の分類や教授内容の示し方は現状のままでよいが、現場を知っていただくうえで、保育実習は今後とも充実させていく必要があると考えます。

2. 新たに必要と考えられる教育内容、さらに充実が必要と考えられる教育内容に関する意見

- 児童虐待、子どもの貧困、保育の場における多面的な危機管理など、現

在の保育現場には様々な課題が存在しています。それらについて養成課程においても具体的にイメージできる機会を確保しておくことが、現場で働く際の対応力にも影響を及ぼすと考えられるため、内容の充実が必要と考えます。

- 子どもは「あそび」の中で「学ぶ」ということを十分に理解するための内容を織り込む必要があります。その際、発達年齢に合わせて「あそび」をどう展開していくかの点も充実していただきたいと考えます。

3. その他、保育士養成課程に関する意見

- 保育所保育指針そのものの内容理解を進めることを目的として、課程の充実が必要です。
- 保育士に求められる職務の内容は広範囲かつ多岐に渡り、近年、より高い専門性の発揮を求められています。また、保育士は、就学前の子どもとその保護者の支援だけでなく、地域子育て支援や社会的養護施設をはじめとした18歳までの子どもの支援を行う国家資格であり、高い水準の養成教育が求められます。
- 対人援助を行う専門職として、人との直接的な関わりや豊かな生活体験、さらに自らを省みて考える姿勢やそのための機会を十分に確保することが重要であると考えますが、新たに就業する保育者の現状からは、こうした点が不足していると受け止めています。
- これらのことを考慮したうえで、一方、現状の履修単位数をこれ以上増やすのは困難と考えられることから、将来的には、基礎資格としての2年間の履修の後の専門コースの設定や、当初から4年間を通しての履修による上位資格あるいは分野に特化した専門資格を設けるなど、より高度な専門性を発揮できる専門職養成の仕組みの検討が必要ではないかと考えます。
- なお、保育士養成課程の見直しにあっては、保育士資格と幼稚園教諭免許との併有に向けた教育課程が多くの養成施設で編成されていることを考慮した検討が必要と考えます。

保育士養成課程等検討会ヒアリング

一般社団法人全国保育士養成協議会
会長 山崎美貴子

I 説明事項

- 1 全国保育士養成協議会の概要
- 2 保育士養成校の概要
- 3 養成科目及び試験科目

II 意見

- 1 保育所保育指針改定を踏まえた保育士養成課程の検討について
- 2 保育士養成と保育士研修・キャリアアップとの連動について
- 3 他の国家資格と匹敵する保育士資格の専門性確保・維持・向上について

全国保育士養成協議会について

少子高齢社会の中で、子どもの健全な成長発達を保護者とともに担う重要な専門職である保育士を養成する学校を会員とする団体です。会員校の教職員等の参加による調査・研究、研究誌の発行、研修会の開催等により、時代、社会の要請に応える“より質の高い保育士の養成”を目指しています。

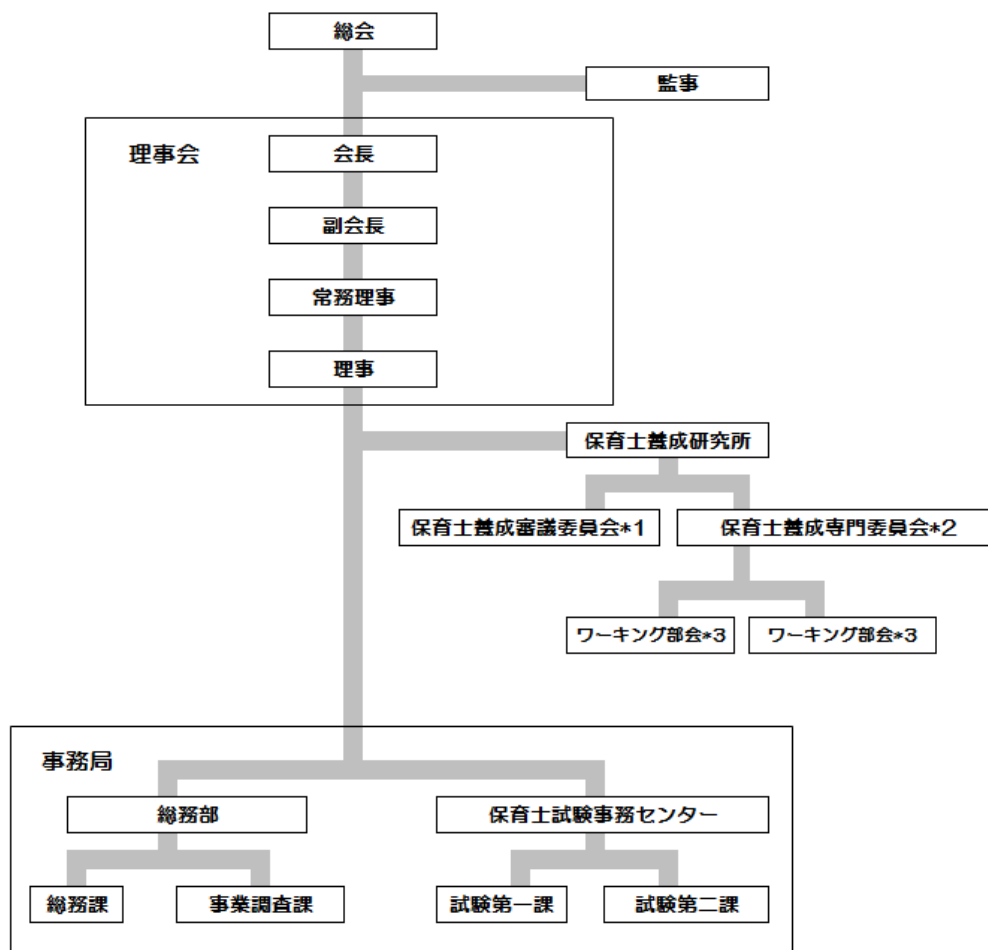
また、全都道府県知事から「指定試験機関」の指定を受け、保育士試験に関する全ての事務を実施しており、保育士に求められる多様な人材を、保育士養成校と保育士試験の両面で確保する事業を行っています。

■事業内容■

会員相互の連携協力によって、保育士養成事業の振興に必要な諸活動及び調査研究を行い、もって児童福祉の進展に寄与することを目的とする。

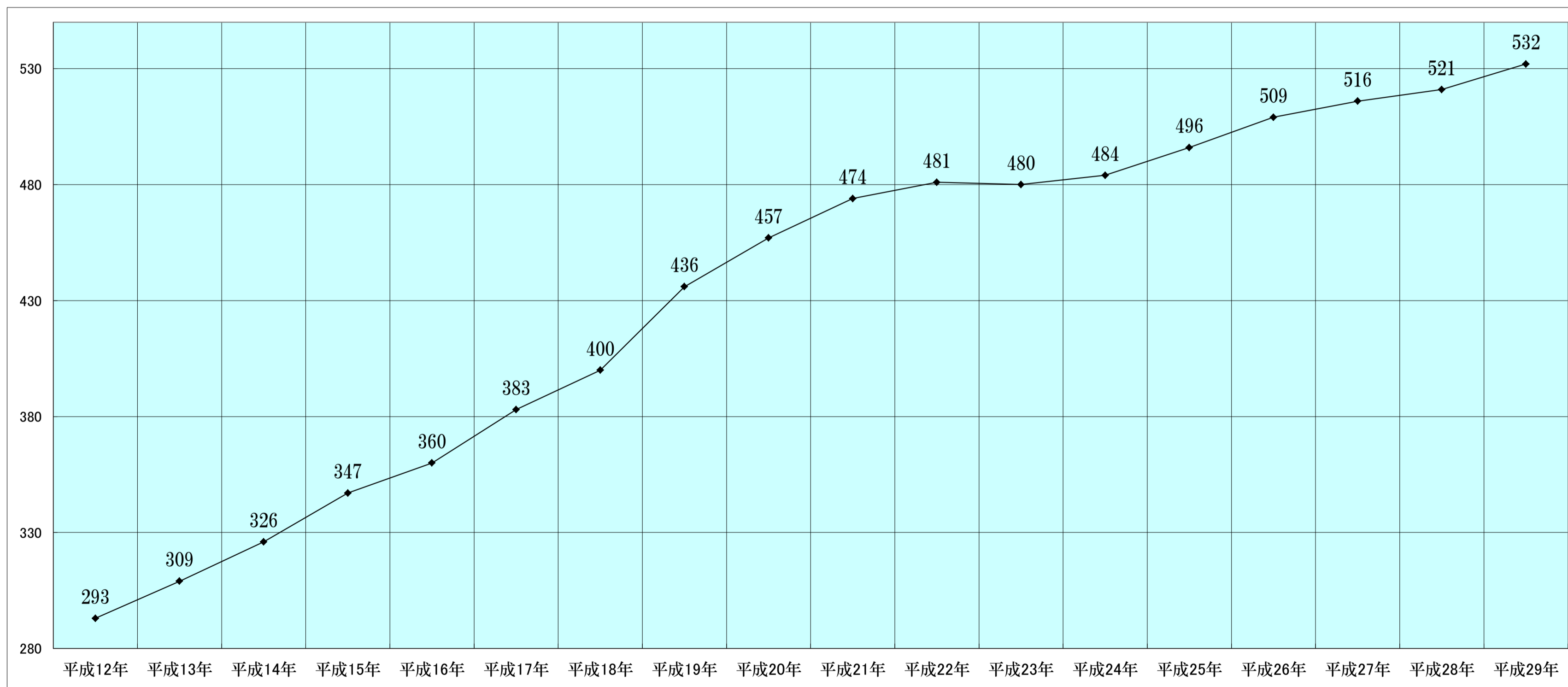
- 保育士養成制度及び教育内容の調査、研究に関する事業
- 保育士養成に関する研究大会及び各種研修会等の開催
- 保育士養成に関する広報、出版に関する事業
- 保育士養成の振興に関する諸活動
- 保育士試験の実施に関する事務
- 児童福祉施設等に係る第三者評価の調査研究及び実施に関する事業
- その他本会の目的を達成するために必要な事業

■組織図■



会 員 校 数 の 推 移

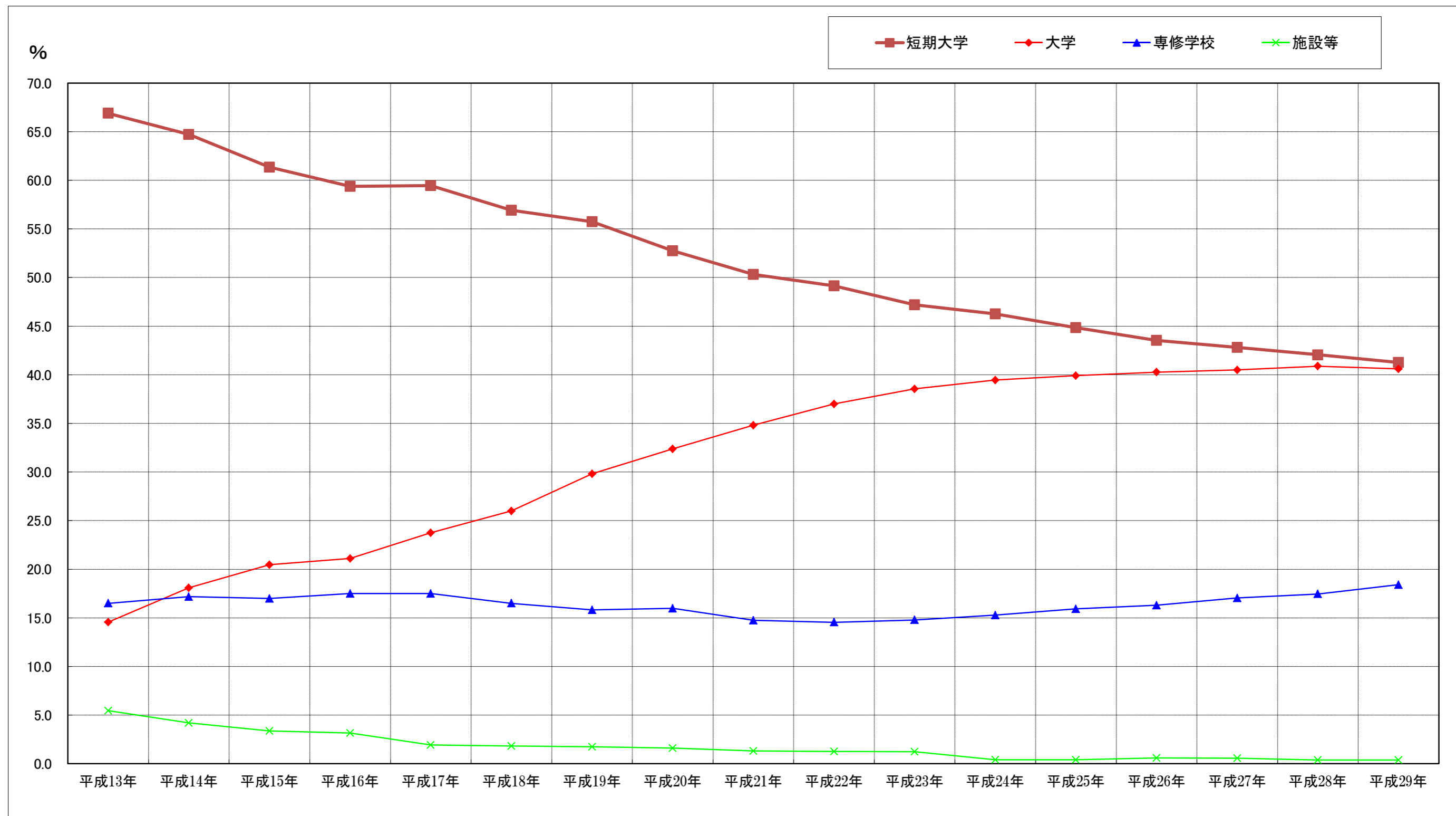
平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
293	309	326	347	360	383	400	436	457	474	481	480	484	496	509	516	521	532



会員校の学校種別構成割合(%)の推移

単位：%

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
大学	10.6	14.6	18.1	20.5	21.1	23.8	26.0	29.8	32.4	34.8	37.0	38.5	39.5	39.9	40.3	40.5	40.9	40.6
短期大学	66.9	64.7	61.3	59.4	59.4	56.9	55.8	52.8	50.3	49.2	47.2	46.3	44.8	43.5	42.8	42.1	41.3	40.2
専修学校	17.1	16.5	17.2	17.0	17.5	17.5	16.5	15.8	16.0	14.8	14.6	14.8	15.3	15.9	16.3	17.1	17.5	18.4
施設等	5.5	4.2	3.4	3.2	1.9	1.8	1.8	1.6	1.3	1.3	1.2	0.4	0.4	0.6	0.6	0.4	0.4	0.8



四年制大学・短期大学・専修学校の施設数・学生数比較

4年制大学				短期大学			専修学校		
年度	施設数	学生数	入学者数	施設数	学生数	入学者数	施設数	学生数	入学者数
H10	604	2,660,086	590,743	588	416,825	191,430	3,573	761,048	397,858
H11	622	2,701,104	589,559	585	377,852	168,973	3,565	753,740	385,424
H12	649	2,740,023	599,655	572	327,680	141,491	3,551	750,824	386,471
H13	669	2,765,705	603,953	559	289,198	130,246	3,495	752,420	386,688
H14	686	2,786,032	609,337	541	267,086	121,441	3,467	765,558	398,049
H15	702	2,803,980	604,785	525	250,062	113,029	3,439	786,091	407,239
H16	709	2,809,295	598,331	508	233,754	106,204	3,444	792,054	400,035
H17	726	2,865,051	603,760	488	219,355	99,431	3,439	783,783	386,836
H18	744	2,859,212	603,054	468	202,254	90,740	3,441	750,208	358,241
H19	756	2,828,708	613,613	434	186,667	84,596	3,435	703,490	334,417
H20	765	2,836,127	607,159	417	172,726	77,339	3,401	657,502	306,225
H21	773	2,845,908	608,731	407	160,976	73,163	3,348	624,875	297,730
H22	778	2,887,414	619,119	395	155,273	72,047	3,311	637,897	318,324
H23	780	2,893,489	612,858	387	150,007	68,432	3,266	645,834	312,371
H24	783	2,876,134	605,390	372	141,970	64,063	3,249	650,501	313,321
H25	782	2,868,872	614,183	359	138,260	64,653	3,216	660,078	319,527
H26	781	2,855,529	608,247	352	136,534	61,699	3,206	659,452	311,023
H27	779	2,860,210	617,507	346	132,681	60,998	3,201	656,106	312,821
H28	777	2,873,066	618,424	341	128,461	58,226	3,128	648,348	305,312

出典：学校基本調査-H28年度(速報)結果の概要

指定保育士養成施設種別ごとの保育士となる資格取得者の就職状況

(平成27年度末)

	施設数 か所	総 数 人	保育所及び幼保連 携型認定こども園		地域型保育事業		保育所及び幼保連 携型認定こども園以 外の児童福祉施設		児 童 事 業		知 障 者 施 設		身 障 者 施 設		老 人 施 設		幼 稚 園		そ の 他	
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
大 学	262	12,105	5,647	46.7%	70	0.6%	395	3.3%	286	2.4%	202	1.7%	60	0.5%	108	0.9%	2,348	19.4%	2,989	24.7%
短期大学	240	24,384	14,352	58.9%	156	1.3%	813	3.3%	581	2.4%	534	2.2%	138	0.6%	105	0.4%	4,746	19.5%	2,959	12.1%
専修学校	136	5,107	2,898	56.7%	49	0.4%	286	5.6%	180	3.5%	232	4.5%	27	0.5%	75	1.5%	672	13.2%	688	13.5%
その他の施設	3	116	56	48.3%	10	0.1%	8	6.9%	10	8.6%	1	0.9%	0	0.0%	1	0.9%	0	0.0%	30	25.9%
計	641	41,712	22,953	55.0%	285	0.7%	1,502	3.6%	1,057	2.5%	969	2.3%	225	0.5%	289	0.7%	7,766	18.6%	6,666	16.0%

(注)1. 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。

2. 児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第17条に規定する児童の一時保護施設をいう。

3. 児童事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設(へき地保育所等)における事業をいう。

4. 施設数・・・平成27年4月1日現在)

(保育課調べ)

保育士資格取得方法

保 育 士 ※児童福祉法第 18 条の 4

登 録 (各都道府県単位) ※児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項
(登録者数 1,459,858 人 : H29. 4. 1 現在)

指定保育士養成施設

※児童福祉法第 18 条の 6 第 1 項

(1,690,288 人
: 27 年度末累計)

平成 27 年度資格取得者
41,712 人

- ・ 大学
269 か所 (262 か所)
 - ・ 短期大学
236 か所 (240 か所)
 - ・ 専修学校
144 か所 (136 か所)
 - ・ その他施設
4 か所 (3 か所)
- 合 計
653 か所 (641 か所)

【28. 4. 1 現在(()内は前年)】

保育士試験 ※児童福祉法第 18 条の 6 第 2 項

各都道府県、指定試験機関委託

※児童福祉法第 18 条の 9

(439,322 人 : 28 年度末時点合格者数累計)

受験申請者数	70,710 人	} (28 年度実績)
全科目合格者数	23,690 人	
うち全部免除者数	5,461 人	

※地域限定保育士試験を含む

保 育 士 試 験 受 験 資 格

大学等 (短大含) 2 年以上在学 (62 単位以上 取得者等)	児童福祉施設 実務経験 5 年 以上 (高校卒業者 は実務経験 2 年以上)	幼稚園教諭 免許状有 (試験一部免 除)	知事による 受験資格認定 実務経験(※) 5 年以上 (高校卒業者 は実務経験 2 年以上) ※対象施設 ・ へき地 保育所 ・ 家庭的保育 ・ 認可外保育 施設 等
--	---	-----------------------------------	---

平成 16 年度…幼稚園教諭免許状所有者について、筆記試験の 2 科目及び実技試験の免除を実施

平成 22 年度…幼稚園教諭免許状所有者の科目履修による試験科目免除を実施 (34 単位の履修が必要)

知事による受験資格認定の対象に放課後児童クラブを追加

平成 24 年度…知事による受験資格認定の対象に認可外保育施設を追加

平成 25 年度…幼稚園等において「3 年かつ 4,320 時間」の実務経験がある幼稚園教諭免許状所有者につ
いて、従来の 2 科目の筆記試験免除科目に 1 科目加えるとともに、指定保育士養成施設
における科目履修による試験科目免除の特例を創設 (8 単位の履修が必要)

平成 27 年度…対象施設における一定の実務経験によって、合格科目免除期間を最長 5 年に延長

保育士養成課程教科目と保育士試験科目

【保育士養成課程教科目】

【保育士試験科目】

	系列	教科目	設置単位数	履修単位数	
教養科目		外国語(演習)	2以上		
		体育(講義)	1	1	
		体育(実技)	1	1	
		その他	6以上		
	教養科目 計			10以上	8以上
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	2	2	
		教育原理(講義)	2	2	
		児童家庭福祉(講義)	2	2	
		社会福祉(講義)	2	2	
		相談援助(演習)	1	1	
		社会的養護(講義)	2	2	
		保育者論(講義)※H22新設	2	2	
				計13	計13
	②保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ(講義)	2	2	
		保育の心理学Ⅱ(演習)	1	1	
		子どもの保健Ⅰ(講義)	4	4	
		子どもの保健Ⅱ(演習)	1	1	
		子どもの食と栄養(演習)	2	2	
		家庭支援論(講義)	2	2	
				計12	計12
	③保育の内容・方法に関する科目	保育課程論(講義)※H22新設	2	2	
		保育内容総論(演習)	1	1	
		保育内容演習(演習)	5	5	
		乳児保育(演習)	2	2	
		障害児保育(演習)	2	2	
		社会的養護内容(演習)	1	1	
		保育相談支援(演習)	1	1	
				計14	計14
	④保育の表現技術	保育の表現技術(演習)	4	4	
	⑤保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	4	4	
		保育実習指導Ⅰ(演習)	2	2	
	総合演習	保育実践演習(演習)	2	2	
必修科目 計			51	51	
選択必修科目	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設定)		15以上	6以上	
	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)		2	2	
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ(実習)		1	1	
	選択必修科目 計		18以上	9以上	
合計			79以上	68以上	

保育原理
教育原理
児童家庭福祉
社会福祉

社会的養護

保育の心理学

子どもの保健

子どもの食と栄養

保育実習理論

保育実習実技

第6回保育士養成課程等検討会における 検討内容（例）等に対する主な意見

- 乳児、3歳未満児への保育について、それぞれ、ねらい及び内容が示されたことを踏まえた、「乳児保育」に関する内容の充実、科目の検討

【主な意見】

- 新たな科目の設定又は科目の充実が必要。
- 「第2章 保育の内容」には、旧保育指針「第2章 子どもの発達」が含まれている。保育と関連づけた子どもの発達や学習についても学ぶ必要がある。
- 3歳未満から3歳への発達や生活の連続性について、盛り込むべきではないか。

- 保育活動の全体を通じた「養護」の観点や「養護と教育」の一体的展開の重要性、安全な保育環境確保の要請等を踏まえた、「保育における養護」に関する内容の充実、科目の検討

【主な意見】

- 保育における養護について充実すべき。
- 養護と教育の一体という中で養護の視点と教育の視点を整理し、技術面や内容の充実が必要である。
- 養護と教育が一体になって展開されていく様子が分かるような授業を組み立てる必要がある。
- 厚生労働省が策定した各種ガイドラインについて、どの科目で取扱うか整理する必要がある。教授内容にガイドラインを明記することも考えられる。

- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていることを踏まえた、保育内容に関する科目（「保育内容総論」「保育内容演習」等）の内容の充実、「保育の計画と評価」に関する科目の検討

【主な意見】

- 「養護」と「計画と評価」が第1章に入り強調されており、単位化又は内容の充実が必要ではないか。
- 幼稚園教育要領ではカリキュラムマネジメントとして、子どもや保育に対する評価する能力を高めることを取り上げた。保育士養成課程においても、同様の

視点が必要。

- 保護者と連携した「子どもの育ちの支援」という理念を踏まえた、関係科目（「家庭支援論」「保育相談支援」「相談援助」）の整理・充実、「子育て支援」に関する科目の検討

【主な意見】

- 保護者への対応については、総合的な力を養うことが重要。
- 対人援助関係科目数は増えてきたが、重複している部分や充実する内容を整理する必要がある。

- 現職研修の充実による資質・専門性の向上や他の専門職種との連携の必要性等を踏まえた、「保育者論」等の内容の充実

【主な意見】

- 「保育者論」の中で養護を強調していくことも大切ではないか。
- 学生に保育の現場の魅力や、やりがいを具体的なイメージをわかりやすく伝えていくことや、実際に現場に行く機会を増やす事等を通じ、学生のモチベーションを上げていくことが重要。

- 子ども・子育て支援新制度の下で、幼稚園教諭免許との併有への対応が各養成施設で求められていることを踏まえた、科目の分類や教授内容の示し方等の検討

【主な意見】

- 幼稚園免許との併有促進を行っている中で、幼稚園のカリキュラムの見直しとの整合性も考慮しなければならない。
- 保育所保育全体を通じて育みたい資質・能力が保育指針に記載されたことを踏まえて、保育内容の5領域等についてどのように科目を置くか、考え方の再整理が必要。

その他の意見等

【主な意見】

- 総単位数（68単位）を増やすことは困難。新しい内容を入れることや充実させ

る内容をどのように落とし込むかの工夫が必要。

- 総単位数（68 単位）の簡素化や幼稚園教諭の養成課程の見直しの動きを踏まえながら大綱化を図るなど、養成校の創意工夫が可能になるようにすることも考えられる。
- 演習の定員設定など養成施設の運営に関する課題も見受けられるため、養成課程の見直しに併せて検討。

『保育士養成課程等検討会』提出意見書

日本子ども・子育て支援センター連絡協議会

1. 子育て支援について

新保育所保育指針の改定を踏まえ、保育現場での実践につなげるために「子ども自身を持つ能力」、「親自身を持つエンパワーメント」に寄り添う保育士の役割として、次に掲げる視点を保育士養成課程に取り入れることをご提案します。

保育士としての ①親と子の理解 ②相談技術 ③他機関との連携の視点を提案します

(1) 支援センター等実習により親子理解を深める視点

親と子と関わりを実際に観ることができる、親の気持ちや考えを直接聴けるには、子育て支援センターでの実習を必須にして頂きたいです。現場に入った時、保育者として親理解が深まると考えます。

(2) 親子理解と保護者並びに地域の親への「支援の芽（目）」を持つ視点

保育所の持つ人的資源、園庭等物的環境の資源の提供に留まらず、園児の生活・遊び、子ども同士の関わりなどが、保護者の「支援の芽（目）」となります。

親理解を深めると共に親同士が協同して子どもの育ちを培う働きを支援する視点が必要だと考えます。

(3) 相談技術の視点

子育て支援には、親理解、コミュニケーション能力、相談援助力と子どもの発達の熟知が必要です。それらを強化することを望みます。

実際の相談では、子どもの成長発達を理解し、その発達過程に応じた対応や技術が必要となります。親自身を持つエンパワーメントに寄り添い、親同士が自己解決していくことを見守れる力等の視点を取り入れて頂きたいです。

また配慮の必要な児童に対する理解、児童の家族への理解、さらに妊娠から出産後の心身の安定を図るため、親の心身に対する理解が必要となります。

(4) 他の専門機関との連携の視点

子育て支援には、ソーシャルワークを基礎に、多機関との連携の知識と援助技術を習得する必要があります。

2. 保育内容について

(1) 「0歳からの生活」「0歳からのコミュニケーション」 生活科目の履修

生活科目を養成課程に組み込み、履修修得すべきものと考えます。

保育士を志す者であっても、彼等自身の生活体験・経験の不足は否めません。子どもとともに生活を営むことは更に過剰な要求となっています。

子どもは被養育者であるとともに、家族の一員として立派な構成員であり、役割を果たし生活の主体者として日々生活をしています。

倉橋惣三は言っています。本義的家庭教育（家庭生活それ自体の裡に自然に存する教育）というように、その生活動作に心身の成長発達を促す機能がある。また、保育所等における方法的家庭教育（家庭において我が子のために計画的に実行する教育）においても、多様な生活体験を経験させることが成長発達を保障することにつながる。日々の生活において「人間観察力が育ち、同情や共感を知り、様々な事柄に対する対処法を知り、社会を生きていく上での能力や胆力が育つ」ものであり、人間関係及び関わりにおいてコミュニケーション能力を育み、非認知的スキルを育む機能が存在している。「家庭生活の教育性」（倉橋惣三）

(2) 「0歳からの運動」 0歳～3歳未満児の運動科目の履修

「0歳からの運動」を保育士の養成課程に組み込み、履修修得すべきものと考えます。

身体・運動能力等の発達を育むために最も重要な時期である乳幼児期の未満児の運動が十分に実施されていない現状であります。

0歳から幼児期・少年期へと成長発達する連続的な発達として捉える必要があるが、0歳から3歳未満時期における運動の指針となるものがなく、かつ養成課程において十分な理解と技能習得がないことが現場での実践に影響を与えていると思われます。

新保育所保育指針においては、乳児保育（2）ねらい及び内容（イ）②「一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど十分に体を動かす」（ウ）①「寝がえり、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い歩きなど、発育に応じて、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し～」と記述されています。

1 歳以上 3 歳未満児の保育（2）ねらい及び内容（ア）「自分から体を動かすことを楽しむ。」②「自分の身体を十分に動かし、様々な動きをしようとする」（イ）内容③「走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ」とされています。

文部科学省「幼児期運動指針」で、幼児期の運動ガイドラインが策定されています。同指針が対象とする年齢は3歳以降であり、0歳及び1.2歳の乳幼児の運動に関する記載はありません。

（3）「0歳からの健康」 小児口腔育成の考え方と取り組みの科目の履修

口腔育成の考え方と取り組みについて保育士の養成課程に組み込み、履修修得すべきものと考えます。

小児保健科目において口腔関連の記述は「乳歯」「虫歯」「予防・衛生」といった内容になっています。一方、歯科医の間では、虫歯は減少していますが、子どもの口腔の発育不全が問題視されています。口腔育成は、家庭及び保育所等において0歳から始まり乳歯期に取り組む課題であります。（参考資料 別添1）

「日本の将来を担う子供たちの健康が危ない」 歯科医師からの提言

1) 不正咬合は何故起こるのか？

不正咬合が起きる一番の原因は上顎骨の発育不足による歯牙の萌出スペースの不足に起因することが多い。その結果、口腔容積の減少が生じ、舌のスペースが不足する。舌のスペースが減少すると、舌は下方向に引き込まれ、気道を塞ぎ、口呼吸となり上顎骨の発育がさらに下方向に向かうという悪循環になる。 ※今の後期高齢者の口腔内は非常に大きく、長寿化に好影響を及ぼしている。

図1の写真は姉妹であるが、姉は口呼吸、妹は鼻呼吸であった。口呼吸は顔面の正常な発育を妨げ、人間の体に様々な不調を引き起こす。口呼吸は様々な不正咬合や体調不良の原因となる。

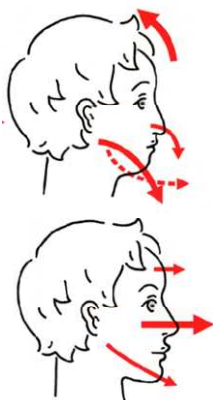
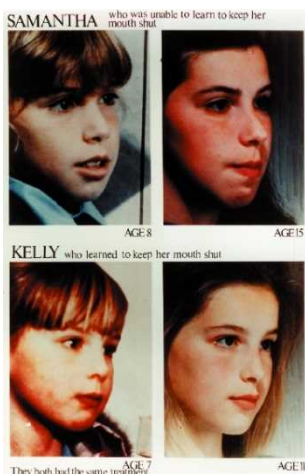


図1 Jon Mew先生の論文より

2) 日本の子供達に起きている現象

①小児の不正咬合による意識調査では名古屋市内の保育園に通う園児 93名のうち不正咬合が認められたのは **64.5%**と非常に高率であった。小児歯科学会雑誌 41 (4) 688~693 2003

②3歳児で不正咬合が認められる子供の割合は **21.8%** 平成25年徳島県歯科口腔保健推進計画

③3歳児で不正咬合が認められる子供の割合 **12.3%** 厚生労働省 3歳児歯科健康審査 平成21年

このように非常にばらつきが多いが、多くの歯科医師が学校健診等で経験する不正咬合率は常に高いという危機感を持っている。(図2)



図2 狭い口腔の子供が増加している

3) 不正咬合になると人体に次のような悪影響が出る。

短命化に影響大 呼吸>水分>食事

- ① 歯磨きが難しくなり歯周病や虫歯になりやすい。咀嚼効率が落ち胃腸障害を起こしやすい。
- ② 歯周病菌が増加し、歯源性菌血症が起きやすくなり内科的な疾患が発症するリスクが高まる。
- ③ 上顎骨が未発達で口腔が狭く鼻炎・鼻閉、中耳炎、喘息等の耳鼻科的な疾患をおこしやすい。
- ④ **口腔が狭いので口呼吸になり、舌が後方に落ち込んで気道が狭くなりいびきをかく。気道を開いて呼吸を確保するために猫背になる(図3)** ※高齢者は口腔周囲筋のフレイルのために猫背になる。
- ⑤ 呼吸が悪くなるので**酸素不足**になり、睡眠障害・発達障害・日中の倦怠感などをおこしやすい。

4) 急激に不正咬合が増加している原因

- ①出生時から1歳までの母乳吸啜が上手くいかなかった。
母乳が出すぎる、逆に出ない(血流が悪いため)、
飲ませる姿勢が悪いなどの多様な原因
- ② ハイハイ・つかまり立ち・離乳食を早期に開始している。
- ③ 前歯での引きちぎりができていないために上顎が未発達。
- ④ 食事の軟食化の進行・嘔む回数の減少
- ⑤ 未熟児出産・帝王切開の増加
- ⑥ 生活習慣の変化:歩かない・スマホなどによる姿勢悪化
- ⑦ 母親世代の体の弱さや核家族化による情報の不足



図3呼吸のために猫背になる
(高齢者は口腔周囲筋や舌筋の低下のため・口腔フレイルを起こしやすい)

5) 不正咬合を防ぐための対策(病気にならないための予防制度を作ることが必要→医療費削減)

- ① 妊婦健診時に口腔の重要性を講演する。呼吸との関連や歯源性菌血症による早産リスクなど
- ② 子育ての方法 (授乳・抱っここの方法・離乳食など) を妊婦健診時に説明
- ③ 総合的な視点(歯科・産婦人科・栄養士・助産士)での子育て相談ができる窓口を設ける。
- ④ 保育士の教育内容に口腔育成を盛り込む (文責 医療法人社団南生会理事長生田凶南)

保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しに係る
検討スケジュールについて（案）

5月24日（水） 保育士養成課程等検討会（1回目）

（主な議題）

1. 福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について
2. 保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しについて

6月22日（木） 保育士養成課程等検討会（2回目）

（主な議題）

- ・ 保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しについて
（関係団体等からのヒアリング）

WG（2回程度開催）

検討会での意見やヒアリング内容を踏まえ、保育士養成課程見直しの
論点整理、対応方針案の整理を行う。

9月（予定） 保育士養成課程等検討会（3回目）

（主な議題）

1. 養成課程見直しの議論
2. 保育士試験見直し（論点提示）

・
・
・

以降、検討会（必要に応じてワーキンググループ）を数回開催。

・
・
・

年内目処

保育士養成課程等の見直し（案）のとりまとめ



新養成課程・試験を平成31年度から適用
（幼稚園教諭の新養成課程の適用と同時期）

再課程認定スケジュール（平成29年5月現在）

第7回 保育士養成課程等検討会	参考資料2
平成29年6月22日	

28年度

- 教職課程コアカリキュラムの検討【8月中旬～】
- 再課程認定の方針及びスケジュールの検討
- 学習指導要領の改訂

29年度

- 教育職員免許法施行規則の改正【6月頃】
- 教職課程コアカリキュラムの策定【6月頃】
- 教職課程認定基準等の改正【7月頃】
- 再課程認定説明会（8回：北海道、東北、東京、関東、中部、近畿、中四国、九州）【7～8月頃】
- 事前相談【10月下旬～平成30年2月】→申請書提出【平成30年3月中下旬】

30年度

- 事務局による申請書の確認【4月～8月】→中教審への諮問【8月下旬】
- 課程認定委員会審査【9月～12月】→大臣への答申【平成31年1月】→認定通知【平成31年2月】

31年度～

- 新課程の開始【4月～】
- （平成34年度末に「総合的な学習の時間」の担当教員の教育研究業績の事後調査）